見守り・死後事務等事業

(ふじみ野みらいサポート)

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会 権利擁護係



ふじみ野みらいサポートとは?



「頼れる親族がいないので、入院や施設入所することになったら心配。」「自分が亡くなったあとの葬儀や遺品整理を誰にお願いすればいいのか・・・」このような思いをお持ちの方が、安心して自分らしく生活できるようお手伝いします。 令和7年4月から事業を実施しています。

相談件数: 90件 申込者数: 3名 事業説明件数: 57件

*令和7年4月~9月

ふじみ野みらいサポートと関連制度



元気なとき(判断能力あり)

判断能力が低下したとき

亡くなったあと

見守り契約

任意後見制度

死後事務委任契約

事務委任契約

法定後見制度

遺言(公正証書遺言)

あんしんサポートねっと

ご相談

ご契約





あなたのご意向などを丁寧にお聞きするため、

相談受付から契約まで概ね3カ月から6カ月程度かかります。

定期連絡·訪問等

- ●月1回以上、電話による連絡
- ●年数回ご自宅に訪問
- ●日常の困りごとにおける相談対応







入退院時の「困った」をサポート



- ●入院時の付き添い、当日の荷物準備
- ●緊急連絡先の指定
- ●入院費・公共料金の支払い代行
- ●入院時の貴重品預かり
- ●入院時の現金の出し入れ
- ●退院時の付き添い など

日常的な金銭管理



- ●日常生活費や公共料金等の 支払い代行
- ●重要書類の保管
- ●成年後見制度等や必要な関係機関との連携など

日常の困りごとや介護が 必要になってからのサポート



- ●市の相談窓口との連携
- ●必要なサービスの 手続きのお手伝い
- ●公的サービス以外の生活支援 サービスのご紹介 など

官公庁の届けや 各種サービス解約

- ●市役所等での手続き
- ●公共サービスに関する手続き
- ●賃貸住宅に関する手続き など

葬儀が必要になったら

亡くなった後の葬儀や 納骨などのサポート



●永代供養の手配 など

対骨の手配 手配 など

家財処分が必要になったら

亡くなった後のお部屋の片づけ

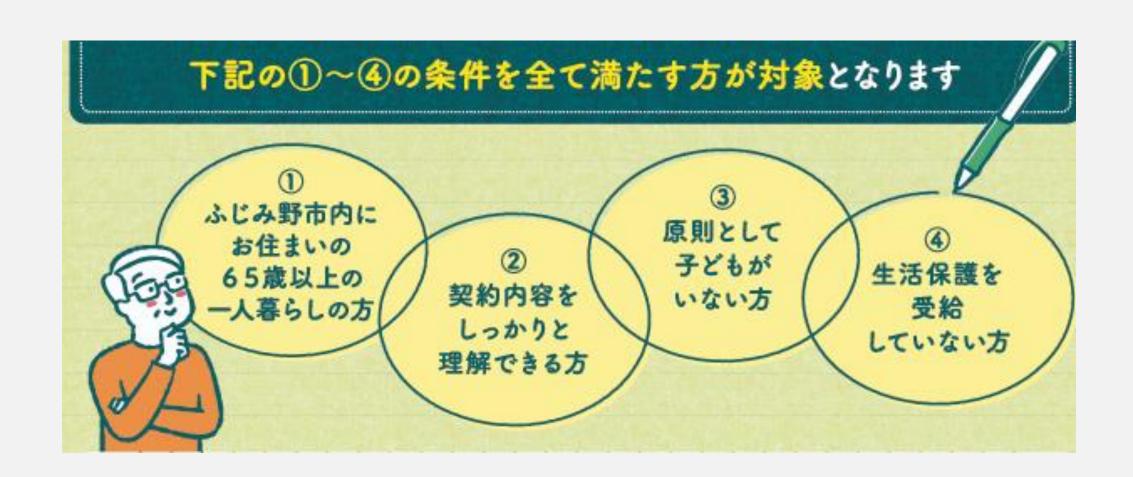
●家財処分の手配など





事務委任契約

利用できる方



費用



預託金(将来のためにお預かりするお金)

預託金は、判断能力の低下等により、入院・入所費用の支払いができなくなった場合や お亡くなりになった後の葬儀・納骨・公共料金等の清算や家財の処分等のため、実費と してあらかじめお預かりします。預託金の額は、契約前に相談し、決定します。

〈目安〉

項目	金額
入院・入所費用の支払い ※概ね3カ月程度	600,000円~
葬儀・納骨費用、公共料金等の清算費用	300,000円~
家財の処分	業者見積額による



(13) ふじみ野みらいサポートを契約するにあたり、 初期費用はどのくらいかかりますか?



費用の目安は次のとおりです。 ※個別の事情により異なります。

入会金	10,000円
基本利用料	12,000円
預託金(将来のためにお預かりするお金)	900,000円~
公正証書遺言作成費用 (●公証人手数料+❷専門家への報酬)	200,000円~
ふじみ野市社会福祉協議会と契約をする公正証書作成	20,000円~

契約までの流れ



*3,4,5はご本人の重要度・希望等により変動

ふじみ野みらいサポートを 社会福祉協議会が行う意義

本事業は亡くなった後のことも大切ですが、そのこと以上に亡くなった後のことを決めることによる安心感を得ることや、生きている間、本人はどのように過ごしていきたいのかという視点を持ち、福祉の専門職として、日々変化していく本人の意思を汲み取り、一緒に考えていく伴走型の支援が重要だと考えています。